

専門職員（生活相談員）募集要項

令和7年10月9日

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

権利擁護推進部

1 募集職種概要

(1) 受験資格、主な業務内容

募集人数	若干名
受験資格	次の(1)及び(2)に該当する方 (1) <u>普通自動車免許</u>を有し、運転業務に支障のない方 (2) 次のいずれかの資格を保有または実務経験を有する方 (a) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員（各資格試験合格者を含む） または社会福祉主事任用資格 (b) 社会福祉士または精神保健福祉士国家試験受験資格 (c) 高齢者または障がい者に関する業務に3年以上従事した経験 ※次のいずれかに該当する方は受験できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
業務内容	権利擁護推進部各センターにおいて、<u>認知症高齢者、障がい者など支援を必要とする方の権利擁護に関する相談援助業務</u>を行います。 1 障害者・高齢者権利擁護センター（日常生活自立支援事業） <u>金銭管理や福祉サービスの利用援助及び相談支援等の業務</u> ※北部（北区）、南部（熱田区）、東部（天白区）、西部（中村区）の4つの事務所があります 2 高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター <u>虐待の防止と早期発見のため、本人やその家族、保健福祉関係者等に対する相談支援等の業務</u> 3 成年後見あんしんセンター ① <u>成年後見制度の広報啓発や相談支援等の業務</u> ② 自分ひとりで契約、財産管理が難しい方を支援する「<u>市民後見人</u>」の活動支援 4 法人後見センターなごやかぽーと ① 本会が法人後見人として行う、<u>被後見人への身上保護、財産管理等の業務</u> ② 身寄りのない方の<u>死後事務及び見守り等の業務</u> 5 障害者差別相談センター <u>障がい者やその家族、事業者等からの障害を理由とする差別に関する相談等の業務</u> ◇各業務内容は名古屋市社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます https://www.nagoya-shakyo.jp

(2) 勤務予定場所 ※番号は1(1)で示しているセンターとリンクしています

No.	所属	勤務場所
1	障害者・高齢者権利擁護センター 北部事務所	名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階 《アクセス：地下鉄名城線 黒川駅から 徒歩7分》
2	高齢者虐待相談センター 障害者虐待相談センター	
3	成年後見あんしんセンター	
4	法人後見センターなごやかぽーと	
5	障害者差別相談センター	
1	障害者・高齢者権利擁護センター 南部事務所	名古屋市熱田区千代田町20-26 サンハート内 《アクセス：地下鉄名港線 日比野駅から 徒歩10分》
1	障害者・高齢者権利擁護センター 東部事務所	名古屋市天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階 《アクセス：地下鉄鶴舞線 原駅から徒歩1分》
1	障害者・高齢者権利擁護センター 西部事務所	名古屋市中村区名楽町4-7-18 建物4階 《アクセス：地下鉄東山線 中村日赤駅から徒歩8分》

(3) 処 遇

雇 用 形 態	<u>採用日から1年間</u> ただし、勤務状況等により雇用更新（更新1回を限度）する場合があります。 ※勤務状況・採用時年齢等により無期雇用（定年65歳）への転換制度あり。
勤 務 時 間	午前9時から午後5時（休憩1時間） 月曜～金曜（土曜、日曜日、祝日、年末年始を除く） ※状況によって時間外勤務（休日出勤含む）があります。
給 与	<u>月額300,500円</u> その他、超過勤務手当、通勤手当、経験手当を支給します。（賞与、昇給はありません。）
休 暇 制 度	○年次有給休暇20日、夏季休暇付与 ※採用日により付与日数が異なります ○その他休暇等 出産、子どもの看護、育児、介護等に係る休暇あり ※一部無給
そ の 他	全国健康保険協会健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険、愛知県 民間社会福祉事業職員共済会に加入します。

2 採用試験

(1) 日程

日 程	申込締切（必着日）	採用予定日 ※応相談
11月15日（土）午前9時～	11月7日（金）	令和8年1月1日以降

※上記以外の日程を希望される場合はご連絡ください（平日も可）

(2) 試験内容・時間・配点

①小論文試験 60分(100点)

②面接試験 30分程度(150点)

※小論文試験及び面接試験を同日に行います。面接試験の時間によって終了時間が異なりますので、申込者が多数の場合、終了時間が遅くなる場合があります。

(3) 試験会場

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所（権利擁護推進部会議室）
（名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階）

(4) 申込方法

別紙「生活相談員採用試験申込書」【両面印刷】に必要事項を記入及び添付書類同封の上、後述の申込先まで郵送してください。

※受験資格を証明できる書類及び普通自動車免許証写しを添付してください。

※封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。

※受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

※採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

3 採用試験合格者発表から採用まで

(1) 採用試験日の翌日から14日以内に合格者にのみ通知します。

※不合格者には通知しません。

※可否についての電話等による問い合わせには応じられません。

(2) 合格者には健康診断を受けていただき、関係書類を提出していただきます。

(3) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には採用されないことがあります。

また、受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。

4 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
採用試験 不合格者	総合得点 試験種類別得点 配点	採用試験日の翌日から14日 を過ぎて以降、30日以内 9時から17時まで (土・日・祝祭日を除く)	後述問合せ先(052-919-7584)お電話 ください。手続き方法をご案内いたしま す。

※請求できるのは受験者本人のみとし、代理による請求はできません。

※必要書類(身分証明書及び受験番号票)の提示がない場合は開示できません。

※開示請求の対象となるのは、全内容を受験した方です。

5 申込み、問合せ先

〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所（担当／高木）

電話：052-919-7584 FAX：052-919-7585